

基本目標

3

## 安全・安心に暮らせる仕組みづくり

取組の柱

3-1

### 支援体制・福祉サービスの充実

#### 1 福祉サービスの量や質の充実を図る

介護、障がい者支援、子育て支援等、様々な福祉サービスの充実は、地域福祉を推進していくうえでの重要な基盤となります。現在も多様なサービスの実施に努めていますが、市民を取りまく福祉課題の多様化、複合化が進む中、市民ニーズに応じたきめ細やかなサービスが求められています。

時代の流れや市民ニーズを的確に把握し、サービスの量や質の充実につなげ、福祉サービスを必要とする市民に対し、適切にサービスを提供する基盤づくりを推進します。

#### 今後の取組方針

##### 地域福祉計画

###### ▶▶ 小郡市の取組方針

- ①市民・地域の福祉サービスのニーズを把握し、多様な福祉サービスの量の確保・質の向上を図ります。
- ②関係課や関係機関との連携を強化し、困りごとや福祉課題の解決に向けて分野横断的に対応できる体制を構築します。

##### 地域福祉活動計画

###### ▶▶ 社会福祉協議会の取組方針

- ①社協が行う福祉サービスについて適切に実施し、市民の福祉向上を図ります。
- ②市内の福祉サービス提供者と連携し、困りごとを抱える人を適切な支援につなぐことができる体制を整えます。

##### 市民や地域に期待する役割

###### ▶▶ 自助・互助・共助

- ①近所の高齢者や障がい者などの支援が必要な人や、地域活動へ誘っても来ない人などの引きこもりがちな人を把握し、必要に応じて支援や福祉サービスへとつなげます（互助）
- ②認知症カフェ、外国人支援、買物支援など、地域の課題に即した活動を検討します（共助）

市・社協の主な事業・活動

項目名	担当課	内容
小郡市自立支援協議会の取組	福祉課	障がいがある方の生活支援のため、障害福祉サービス事業所や教育、就労を含めた関係者が連携し、地域の支援体制の強化を一層進めます。また、地域の支援者等を対象に障がい児者の地域生活支援や権利擁護に関する研修会の開催、就労・児童・生活・相談支援のワーキングチームでの障がい児者の生活支援についての勉強会等を定期的実施します。
成人保健訪問相談	健康課	保健師や管理栄養士がアウトリーチ型の健康相談を行います。
母子保健訪問指導	健康課	助産師や保健師等が妊産婦・新生児訪問を行い、産後ケア等の母子保健事業のサービスを紹介します。
ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	子育て支援課	仕事や買物などで外出する際の子どもの預かり等、育児の援助を受けたい人(依頼会員)と育児の支援を行いたい人(協力会員)が会員登録し、地域で子育てを助け合う会員制の相互援助活動を支援します。
福祉バス運行事業	社会福祉協議会	ふれあいネットワークや福祉団体、ボランティア団体等が実施する研修やボランティア活動、レクリエーション活動などが円滑に実施できるよう福祉バス(さちかぜ号)を運行します。
車いす・車いす対応車輛の貸出し事業	社会福祉協議会	一時的に車いすが必要になった人(入院患者の外泊やケガなど)に、車いすの貸出しを行います。また、公共交通機関を利用することが困難な高齢者や障がいのある人に対し、車いす対応車輛(スロープカー)の貸出しを行います。
遊具の点検・補修及びベンチの設置	社会福祉協議会	子どもたちが安全に遊べるよう、行政区(自治会)内の地域広場における遊具などの点検・補修を行うとともに、広場などで休息などができるよう、ふれあいベンチの設置を行います。

## 2 地域での見守りや助け合いをすすめる

住み慣れた地域で、誰もが安心して日常生活を送るためには、隣近所や地域内での、日常的なコミュニケーションや見守り、支え合いが重要となります。また、このような取組を通して、地域内での要支援者を把握し、声をあげることができていない要支援者を支援につなげていくことが必要です。

隣近所や地域内での見守りや助け合いを促進するため、意識啓発や地域内での関係づくりに向けての支援をすすめます。

### 今後の取組方針

#### 地域福祉計画

##### ▶▶ 小郡市の取組方針

- ①高齢者や障がい者など支援が必要な人を把握し、地域と連携して見守りを行うとともに、必要な支援へとつなげます。

#### 地域福祉活動計画

##### ▶▶ 社会福祉協議会の取組方針

- ①高齢者や障がい者など支援が必要な人を把握し、地域と連携して見守りを行うとともに、必要な支援へとつなげます。
- ②地域の方々などと連携し、地域における見守り体制の整備を支援します。

#### 市民や地域に期待する役割

##### ▶▶ 自助・互助・共助

- ①あいさつなど、日頃からのコミュニケーション、近所づきあいを心がけます（自助・互助）
- ②回覧板の受け渡しなど日常的な行動を活用した声かけや見守りを心がけます（互助・共助）
- ③登下校中の子どもたちの見守りを心がけます（互助・共助）
- ④一人暮らしの高齢者、障がい者など、コミュニケーションが不足しがちな人や引きこもりがちな人たちを把握し、見守りや助け合いにつなげます（共助）
- ⑤見守り活動やサロン等の地域福祉活動は自治会や民生委員児童委員を中心に地域全体で取り組みます（互助・共助）

市・社協の主な事業・活動

項目名	担当課	内容
高齢者の見守り活動	介護保険課	高齢者のみの世帯を対象に見守り支援台帳を作成し、民生委員等と連携して見守りを実施します。
独居高齢者宅訪問活動	人権・同和対策課	隣保館・集会所職員が地域の独居高齢者宅への訪問活動を実施し、安否確認・生活相談・各種情報提供等を実施します。
学び場支援事業	人権・同和教育課	子どもたちが、地域の大人によるボランティアの見守りや支援を受け、「基礎基本の力」と「自学自習の力」を身につける「学び場支援事業」を推進します。
ふれあいネットワーク事業	社会福祉協議会	行政区ごとにふれあいネットワーク推進委員会を設置し、見守り活動を推進します。市民一人ひとりが無理なく、高齢者など支援が必要な方への声かけ、見守りなどをできるよう、地域・行政と連携して支援を行います。

取組の柱

3-2

## いのちを守る支援の充実

### 1 生活困窮者への支援を充実させる

生活困窮の課題を抱える世帯では、障がい、ひとり親家庭などその原因となる様々な課題を複合的に抱えているケースが多く、自身の悩みや課題を相談できず、社会的に孤立してしまうケースが懸念されます。

生活において困難を抱える人たちに対しての経済的・物質的支援を充実させていく他、見守りや相談支援の体制の強化等を図ります。

#### 今後の取組方針

##### 地域福祉計画

###### ▶▶ 小都市の取組方針

- ①生活をするうえで困難を抱える市民に対し、公的な支援や手当等を実施します。
- ②生活困窮者が受けることができる公的な支援や手当について、わかりやすく周知・広報をします。

##### 地域福祉活動計画

###### ▶▶ 社会福祉協議会の取組方針

- ①生活困窮者をはじめ、様々な課題を抱える人たちに対して相談支援を実施し、必要な公的支援や福祉サービスにつなげます。
- ②複合的な課題を抱える人に対し、多方面からのアプローチができるよう、関係機関との連携体制を強化します。

##### 市民や地域に期待する役割

###### ▶▶ 自助・互助・共助

- ①生活困窮者は地域の中で孤立したり、声をあげられなかったりするケースが考えられるため、注意して把握し、支援につなげるよう努めます（共助）

市・社協の主な事業・活動

項目名	担当課	内容
生活困窮者 自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>市</li> <li>社会福祉協議会</li> </ul>	仕事や借金、家族関係など、様々な理由で経済的に困窮している人の相談に応じ、困窮状態から早期に脱却するための支援を行います。生活困窮者の抱えている課題を分析し、支援が計画的かつ継続的に行われるよう自立支援計画を策定し、計画に基づく包括的な支援ができるよう関係機関との連絡調整などを行います
生活困窮者への 包括的な 相談支援の充実	社会福祉協議会	生活困窮者の多くは、複合的な課題を抱えているため、相談内容に応じて支援や制度を組み合わせながら支援を行います。また、現在の制度のみでの支援が難しい人には、様々な社会資源を活用しつつ、ワンストップかつ包括的な支援の総合的な相談窓口としての機能を果たせるような仕組みづくりを行います。
ふくおかライフ レスキュー事業	社会福祉協議会	生計困難者等への公的な制度やサービス等への橋渡しを行い、必要に応じて生活必需品の給付、食事の提供等の支援を行います。
生活福祉資金 貸付事業	社会福祉協議会	低所得世帯、障がい者世帯、また、失業などによって生活の維持が困難となった世帯に対し、必要に応じた生活資金の貸付を行い、生活の自立を支援します。
緊急援護資金 貸付事業	社会福祉協議会	低所得世帯などに対し、緊急時に対応できる小口資金の貸付を行います。
日常生活自立 支援事業	社会福祉協議会	認知症高齢者、知的障がい・精神障がいのある人の中で、判断能力が十分ではない人に対し、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、福祉サービス利用料金の支払い代行、日常生活の金銭管理などを行います。
善意銀行事業	社会福祉協議会	社会福祉に貢献したいという住民の善意の金銭や物品、また、労力を預託し、善意を必要としている人に、これらの預託金品や労力を支給・貸与するシステムを検討します。

## 2 複雑な課題を抱える人や、いのちを守る取組を支援する

ライフスタイルの多様化や、ライフステージの移行に伴い、既存の制度では対応が困難、また、福祉サービスの基準には該当しないものの何らかの支援が必要と考えられる、いわゆる「制度の狭間」への対応が、全国的に課題となっています。

「誰一人取り残さない」セーフティネットの強化を図るため権利擁護の取組を推進するとともに、現行の制度で対応が難しいケースに対し、柔軟に対応するための連携体制や、相談支援体制の強化に努めます。

### 今後の取組方針

#### 地域福祉計画

##### ▶▶ 小都市の取組方針

- ① 複雑な課題を抱える人を早期に把握し、相談支援につなげられるよう、関係機関との連携強化や情報共有を促進します。
- ② 権利擁護の視点から、虐待や認知症への理解促進をはじめ、支援を要する人のいのちや財産を守る取組を進めます。

#### 地域福祉活動計画

##### ▶▶ 社会福祉協議会の取組方針

- ① 様々な課題を抱える人に対する相談支援を実施し、課題解決に向けてアプローチをするとともに、必要とされる支援へとつなげます。
- ② 地域の方々と連携し、複雑な課題を抱える人の見守りや早期把握に努め、支援へとつなぎます。

#### 市民や地域に期待する役割

##### ▶▶ 自助・互助・共助

- ① 虐待の可能性を感じた時は、匿名で構わないので、関係機関へ通報します（自助・互助）
- ② 複雑な課題を抱える人は地域の中で孤立したり、声をあげられなかったりするケースが考えられるため、注意して把握し、支援につなげるよう努めます（共助）
- ③ 認知症など病気の理解を促進するとともに、認知症の方などの行方不明に備えた見守りと連絡の体制づくりを進めます（共助）



市・社協の主な事業・活動

項目名	担当課	内容
認知症高齢者等 SOSネット ワークシステム	介護保険課	認知症高齢者等が行方不明になった場合に、市や関係機関、地域住民等が連携して行方不明者を早期に発見するためのネットワークを整備します。
虐待防止に 向けた取組 (高齢者)	介護保険課	虐待を早期に発見し、介入することで深刻化を防ぎます。また、養護者へ支援を行い介護の負担を軽減することで、高齢者虐待を未然に防ぎます。
虐待防止に 向けた取組 (子ども)	子育て支援課	関係機関、関係者による支援を実施するとともに、ケース検討会議を行い、関係者で情報の確認・共有をします。
虐待防止に 向けた取組 (障がい者)	福祉課	介護保険課と子育て支援課と連携し、虐待対応をします。また、虐待通報対応マニュアルを活用し、担当職員以外であっても対応可能なように整備をします。
認知症サポーター 養成講座	介護保険課	認知症サポーター養成講座を開催し、参加者への認知症に対する正しい知識の啓発及び自分ができる範囲での支援についてスキルアップを図ります。
「チームオレンジ」 事業の推進	介護保険課	地域で暮らす認知症の人やその家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを結ぶための「チームオレンジ」を推進し、活動を支援します。
成年後見の市長 申立等による 支援	介護保険課	成年後見制度の利用が必要な高齢者に対し、その申立を行う親族等がない場合、市長による申立を行い、高齢者本人の権利・財産の保護を図ります。
日常生活支援 事業	子育て支援課	ひとり親家庭又は寡婦の方が就職活動や技能習得のための通学、疾病等に伴い、一時的に生活援助や保育などのサービスが必要な場合などに、家庭生活支援員を派遣し、育児や身の回りのお世話を支援します。
養育支援訪問 事業	子育て支援課	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。
うつ家族広場	福祉課	うつ病・抑うつ状態と診断された方のご家族の集いをもうけ交流や情報共有の機会となるよう取り組み、自殺対策につなげます。



### 3 災害に備えた取組をすすめる

東日本大震災以降、災害対策が全国的な課題となる中、近年、小都市においても、突発的な豪雨や地震など命を脅かす災害が身近に起こり、災害への備えの重要性が再認識されています。

行政と社会福祉協議会による災害時の対応や支援を充実させていくとともに、自主防災組織の活動の活性化を図り、災害が起きた時の安全な避難や支え合いができるような地域づくり・関係づくりを後押ししていきます。

#### 今後の取組方針

##### 地域福祉計画

###### ▶▶ 小都市の取組方針

- ①地域内での高齢者や障がい者など、避難行動要支援者について把握し、災害時に支援ができる体制を整えます。
- ②地域での自主防災組織の活動を支援し、地域の防災力向上を図ります。

##### 地域福祉活動計画

###### ▶▶ 社会福祉協議会の取組方針

- ①災害時には災害ボランティアセンターを設置し、災害時のボランティア活動が円滑に行われる体制を整えます。
- ②災害時に備え、関係機関やボランティア団体と連携し、ボランティア養成講座などを行います。

##### 市民や地域に期待する役割

###### ▶▶ 自助・互助・共助

- ①非常時の備蓄や避難場所と避難経路の確認など、個人や家族でも災害時に備えます（自助）
- ②地域で防災訓練や避難所での対応訓練などを実施するとともに、若い世代へも参加の呼びかけを行います（共助）
- ③普段からの関係づくりや見守りを、災害時の要支援者の把握につなげます（共助）
- ④地域での危険場所について、把握と改善に努めます（共助）

市・社協の主な事業・活動

項目名	担当課	内容
自主防災組織 育成事業	総務課	行政区での自主防災組織の活動を活性化し、その活動を支援していくため、防災に関する研修会の開催、防災知識の普及啓発、校区単位での訓練の実施等の取組を行います。
避難行動要支援 者支援（個別支 援プラン）の 推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険課</li> <li>・福祉課</li> <li>・総務課</li> </ul>	「避難行動要支援者対象者リスト」に掲載している要支援者全員の「個別支援プラン」が策定されるよう、自主防災組織による支援体制の確立を推進していきます。
災害ボランティア 講座事業	社会福祉協議会	災害に備え、災害ボランティアに関する講座を開催し、災害に対する意識づけや、災害時のボランティア活動につなげていきます。
災害時を意識 した見守り活動 の推進	社会福祉協議会	災害時の安否確認や避難行動支援などを意識し、ふれあいネットワークによる日頃の声かけや見守り訪問を実施するよう呼びかけます。